

法曹養成制度改革に関する審議会意見の基本的な考え方

法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた
「プロセスとしての法曹養成制度」を整備、
法科大学院に多様な人材を受入れ、養成



多数の質の高い法曹の確保

「知識の詰め込み」(受験技術)から「多様な問題に対応できる
分析力・論理的思考力・問題解決能力の醸成」へ
依頼者等の痛みのわかる法曹に
先端的分野のニーズに対応できる法曹に



国民の多様な法的需要への対応と司法へのアクセスの拡充

法科大学院制度の導入(平成16年4月学生受入れ開始)
法学部・その他の学部・社会人
法科大学院(理論教育と実務教育への架橋)
新司法試験(法科大学院の教育内容を踏まえたもの)
新司法修習(実務教育)
法科大学院を経由しない者への適切な途の確保 等

法科大学院における少人数で密度の濃い教育、専任教員・実務
家教員の確保、厳格な成績評価と修了認定の担保、
法科大学院に対する第三者評価(適格認定)の実施
司法試験の見直し(試験方法・試験科目等)
司法修習の見直し(修習内容、給費制等)
司法試験合格者数の3000人程度への増加(平成22年ころ)
奨学金、教育ローン等支援制度の整備 等